

## 音楽指導者派遣事業事務取扱要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市アクトシティ音楽院（以下「音楽院」という。）が行う、音楽指導者派遣事業の登録、派遣等について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録希望者 音楽指導者派遣事業への登録を希望する者
- (2) 登録者 音楽指導者派遣事業へ登録された者
- (3) 派遣希望者 前項の登録者の派遣を希望する者

(音楽人材および登録の要件)

第3条 次の各号に掲げる要件を備えている者は、登録者の資格を有するものとする。

- (1) 音楽活動・指導の経常的な経験がある者
- (2) 音楽教育を専門に受けたことのある者
- (3) 登録申請時において18歳以上の者
- (4) ボランティアの精神で活動できる者
- (5) 派遣先に自ら赴くことができる者
- (6) 静岡県西部地区に居住する者または浜松市を活動拠点とする者
- (7) その他音楽院が適当と認める者

(登録)

第4条

- (1) 登録希望者は、登録申請書（様式1）を記入し、音楽院に直接提出しなければならない。
- (2) 音楽院は、前項の規定に基づく申請があったときには、これを審査し、適当と認めたときには、登録するとともに、その旨を申請のあった日から30日以内に本人に文書（様式2）にて通知する。
- (3) 音楽指導者派遣事業への登録期間は、4月1日から3年後の3月31日までの3年間とする。なお、年度途中の登録については、その登録日から次の一斉更新日までの期間とする。

(更新)

第5条

- (1) 登録の更新を受けようとするときは、登録期間が満了する日の30日前までに、第4条第1項に準じて更新の申請をしなければならない。
- (2) 登録の更新は3年毎に一斉に行う。

(登録の取消)

第6条 音楽院は、登録者が次の各号のうちいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 虚偽の申請によって登録を受けたとき。
  - (3) 政治、宗教、営利を目的とした行為を行ったとき。
  - (4) 信用を失墜する行為を行ったとき。
  - (5) 第5条第1項に規定する登録の更新を行わなかったとき。
  - (6) その他音楽院が登録者として適切でないと判断したとき。
- 2 音楽院が登録を取り消すときは、その理由を明らかにし、登録者本人に文書（様式3）にて通知する。
  - 3 登録者が自らの登録を取り消そうとするときは、別に定める申請書（様式4）を音楽院へ提出しなければならない。

(登録者の謝礼)

第6条 音楽院は、派遣に際して発生する費用の実費相当分として、1時間あたり3,500円（源泉税を含む）を弁償することができる。ただし、指導時間外における経費は除く。

(2) 支払いは、第8条で定める派遣期間の終了後にまとめて行い、前期の支払いは10月末、後期の支払いは3月末、一部4月末とする。

(3) 依頼内容が「審査」の場合、弁償費用は最大で3時間までとし、源泉税は徴収しない。

(派遣希望者の要件)

第7条 次の各号に掲げる要件を備える浜松市内の者は、登録者の派遣を受ける資格を有するものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、その他教育機関
- (2) 音楽活動を行っている団体
- (3) 営利、宗教、政治を目的としない団体
- (4) その他音楽院が適当と認める団体

(派遣)

第8条 登録者の派遣期間は前期を5月から9月、後期を10月から3月までとする。派遣申請の受付開始日と終了日は、音楽院が定めるものとする。

(2) 派遣希望者は、派遣希望日の1ヶ月前までに、登録者派遣申請書（様式5）を記入し音楽院に直接提出しなければならない。

(3) 派遣申請中及び派遣決定後に、派遣希望者または登録者がその内容を変更したり、取り消すことになった場合は、理由を明らかにし、速やかに音楽院へその旨を連絡しなければならない。

(4) 派遣希望者及び登録者は、その活動証明として派遣実施後7日間以内に派遣報告書（様式6、様式7）を提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録者の派遣について必要な事項はその都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。